介護ロボットを導入した場合の介護報酬の加算【夜勤職員配置加算】が見直されました

令和３年度の介護報酬改定により，介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の「夜勤職員配置加算」について，介護ロボット（見守り機器）やインカム等のICTを導入する場合の評価に係る見直しが行われました。

職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して，介護ロボット等を導入することで，加算算定に必要な夜勤職員数が緩和されますので，積極的な導入・活用を御検討ください。

【算定要件等（見直し後）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 〔原則〕夜勤職員配置加算の要件 | 〔緩和①〕見守り機器を導入した場合の要件 | 〔緩和②〕見守り機器を導入した場合の要件 |
| ◆夜勤時間帯の夜勤職員数：夜勤職員の最低基準に＋１名分以上の人員を配置していること。 | ◆夜勤時間帯の夜勤職員数：夜勤職員の最低基準＋0.9名分以上の人員を配置していること。◆入所者（利用者）の動向を検知できる見守り機器を入所者（利用者）数の10%以上に設置していること。◆施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し，必要な検討等が行われていること。 | ◆夜間時間帯の夜勤職員数：（ユニット型の場合）・夜勤職員の最低基準＋0.6名分以上の人員を配置していること。　（従来型の場合）　・人員基準の緩和を適用する場合＋0.8人　・人員基準の緩和を適用しない場合（利用者数25名以下の場合等）＋0.6人◆入所者（利用者）の同行を検知できる見守り機器を入所者（利用者）全員（100％）に設置していること。◆夜勤職員全員がインカム等の情報通信機器を使用していること。◆見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し，かつ，次の①～④を実施していること。　① 利用者の安全及びケアの質の確保　② 職員の負担軽減及び勤務状況への配慮　③ 見守り機器等の定期的な点検　④ 見守り機器等の活用に関する職員研修 |

※　加算要件の具体の内容については次の告示及び通知を，報酬算定の手続きについては広島県地域福祉課のホームページ（介護保険事業者の方へ）を，それぞれ御覧ください。

・　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年２月10日厚生省告示第29号）

・　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第40号平成12年３月８日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

**【次ページに続く】**

介護ロボットを導入した場合の夜間における人員配置基準が緩和されました

　令和３年度の介護報酬改定により，介護老人福祉施設（従来型のみ）及び併設型短期入所生活介護（従来型のみ）について，介護ロボット（見守り機器）やインカム等のICTを導入する場合，夜勤を行う介護・看護職員の人員配置基準が緩和されました。

　職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して，介護ロボット等を導入することで，夜勤職員の効率的かつ柔軟な運用が可能となりますので，積極的な導入・活用を御検討ください。

　【夜間の人員配置基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現行 | ⇒ | 緩和（見守り機器等を導入した場合） |
| 配置人員数 | 利用者数25以下 | １人以上 | 配置人員数 | 利用者数25以下 | １人以上 |
| 利用者数26～60 | ２人以上 | 利用者数26～60 | 1.6人以上 |
| 利用者数61～80 | ３人以上 | 利用者数61～80 | 2.4人以上 |
| 利用者数81～100 | ４人以上 | 利用者数81～100 | 3.2人以上 |
| 利用者数101以上 | ４に，利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | 利用者数101以上 | 3.2に，利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上 |

　　※配置人員数は常時１人以上（利用者数が61人以上の場合は常時２人以上）配置する必要がある。

　【緩和要件】

* 施設内で使用する全ての居室に見守り機器（※１）を導入していること。
* 夜勤職員全員がインカム等の情報通信機器（※２）を使用していること。
* 安全かつ有効に活用するための委員会を設置（３月に１回以上開催）し，及び次の①～⑤の事項を実施していること。
1. 利用者の安全及びケアの質の確保
2. 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
3. 緊急時の体制整備
4. 見守り機器等の定期的な点検
5. 見守り機器等の活用に関する職員研修

（※１）：利用者等がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり，当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者等の見守りに資する機器

（※２）：インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器

　《留意点》

* 見守り機器やインカム等のICT機器の導入後，上記緩和要件を少なくとも３か月以上試行した後，安全体制やケアの質の確保，職員の負担軽

減が図られていることを確認した上で，指定権者に「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書」を届け出ること。